

■ Ver 9.2.0→Ver 10.0.0への移行留意点

Ver 10.0.0(以下、Ver 10)では一部画面の開発言語を変更しています。併せて不要な機能を削除しているところもございます。以下をよくお読みください。

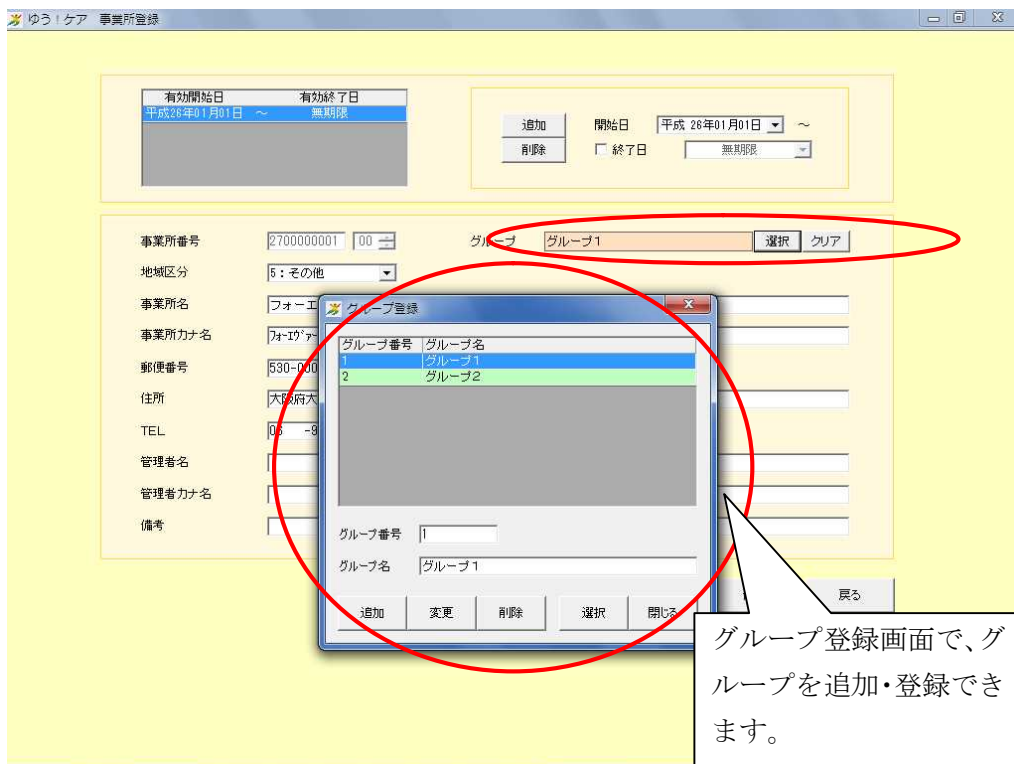
1. Windows 8 パソコンのアップデート(または新規インストール)

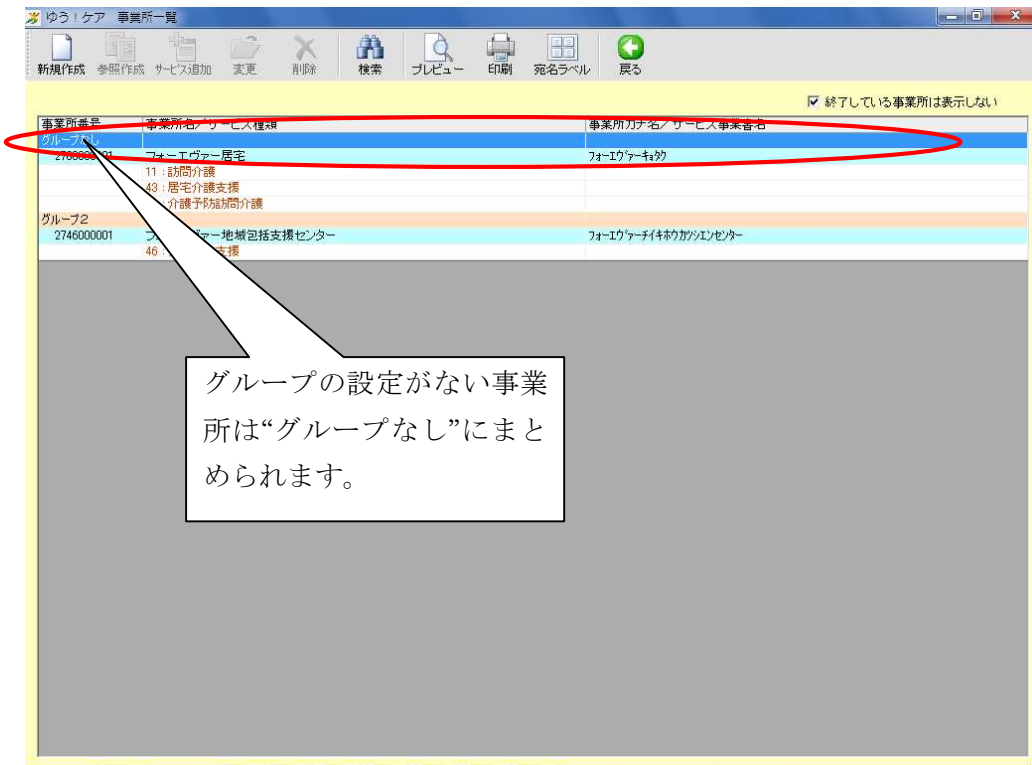
使用中のパソコンがWindows 8、または、8.1 の場合、パソコンがインターネットに接続できる環境でなければ、アップデートはできません。また、新規にインストールする場合もインターネットへの接続が必須になります。アップデート(インストール)が済めば、インターネットに接続する必要はありません。

…パソコンがインターネットに接続できない場合は弊社または販売会社にご相談ください。

2. 事業者-事業所

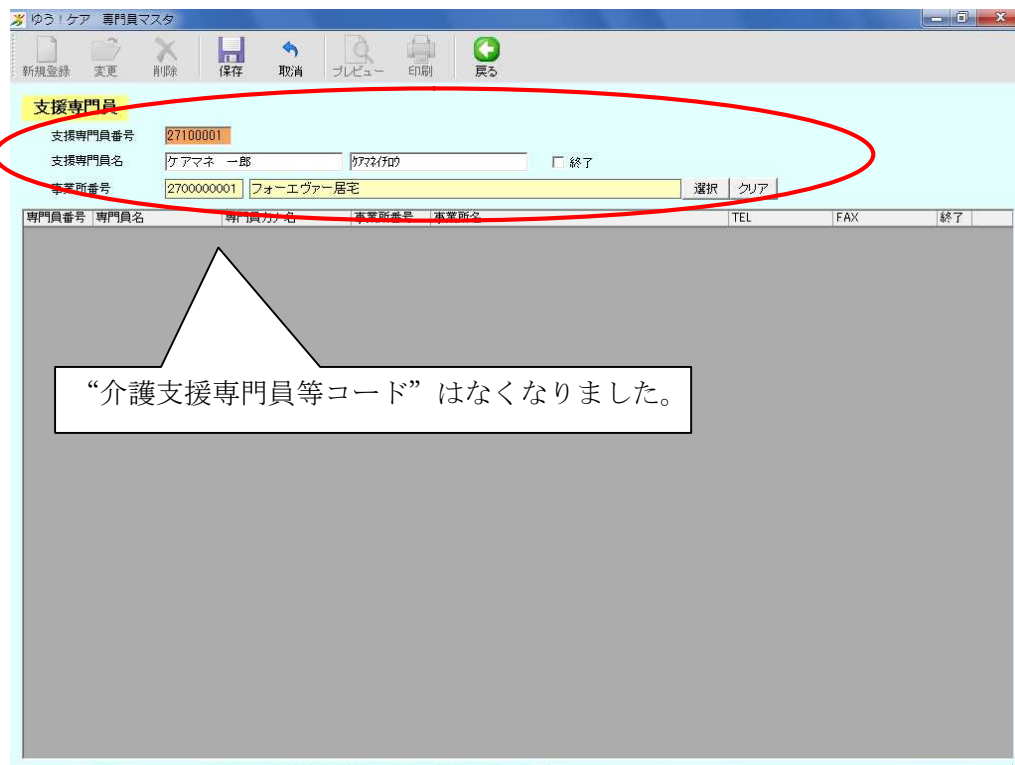
事業者登録では、これまでは“事業者-事業所-各種サービス”という構造になっていましたが、Ver 10では、事業所を“グループ”ごとにまとめる…という感じになります。





3. 介護支援専門員の登録

『ゆう！ケア』システム内の管理番号であった“介護支援専門員コード”はなくなりました。都道府県からもらっている「支援専門員番号」は、そのまま(必要)です。



4. 利用者登録

(1) 家族情報と購入履歴は給付管理や報酬請求には関係ありませんので廃止しました。

(2) 認定情報

申請情報は給付管理や報酬請求には関係ありませんので廃止しました(タブを無くしました)。

種類の限度額を入力する欄が少し変わっています。

給付制限の欄は給付額減額(給付率90%→70%になる期間)と、**1割定率負担の免除**(給付率90%が91~100%になる期間)だけにしました。

(3) 区分の限度額が変わることについて

ご承知のように、4月から区分支給限度基準額が上がります。

このため、認定期間が4月をまたぐ利用者(つまりほとんどの利用者)では、3月末までの限度額と4月以降の限度額の両方が表示されます。4月以降の欄に表示される限度額は厚生労働省令による全国共通のものです。

認定期間が4月をまたぐ場合、4月以降の限度額が別に表示されます。

給付制限の欄は給付額減額と、1割定率負担の免除だけになっています。

(4) 区分の限度額を上乗せしている市町村の利用者

区分の限度額を上乗せしている市町村は、現時点で弊社が認識しているのは**滋賀県草津市、群馬県太田市**のみですが、このような区分の限度額を上乗せしている市町村の(該当する)利用者では、限度額を手で変えていただく必要がありますのでご注意ください。

5. サービス名称略称変更

(1) 訪問介護(11,61)の2級サービス提供責任者減算

“**2級**”はなくなりましたので、サービス名称略称では“**初任**”になっています(標準マスタ上でそのようになっています)。

6. Ver 9.2.0で4月以降のサービスを入力している場合

既存のVer 9.2.0で4月以降のサービスを入力している場合は、修正や入力のし直しが必要になるものがあります。

(1) 『給付(予防給付)』のスケジュール

4月以降のスケジュールが作成されている場合、単位数は置き換わりませんが、同意がされていると置き換わらないことがありますので、同意はしないでください。同意している場合は、給付メニューから同意計画を削除してください。



上記以外にも対応が必要な場合があるかも知れませんので、まことにお手数ですが、すべてのスケジュールデータについて、意図している単位数になっているかを確認してください。

(2) 『まい・通所』

Ver 9.2.0では4月以降のデータは入力しないでください。

(3) 『プラン』

Ver 9.2.0では4月以降のデータは入力しないでください。

(4) 『ホーム』

Ver 9.2.0では4月以降のデータは入力しないでください。

(5) 『ハウス』

Ver 9.2.0では4月以降のデータは入力しないでください。